



平成 25 年 11 月 22 日

各 位

住 所 兵庫県姫路市豊沢町 79 番地
会 社 名 WDBホールディングス株式会社
代 表 者 の 代 表 取 締 役 社 長 中 野 敏 光
役 職 氏 名
(コード番号：2475 東証第二部)
問 い 合 せ 先 専 務 取 締 役 大 塚 美 樹
電 話 番 号 079 - 287 - 0111

自己株式の処分及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 22 日開催の取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第一部銘柄指定の承認をいただいております。詳細につきましては、本日付で開示いたしました「東京証券取引所市場第一部銘柄指定承認に関するお知らせ」をご参照ください。

【本自己株式の処分及び株式の売出しの目的】

当社グループは「埋もれた価値を発掘していく会社でありたい」を企業理念とし、理学系研究職への人材サービス事業という新たな市場を開拓してまいりました。

現在、「研究者が活躍する日本をつくる」、「キャリアの見通しをつける会社」という方針のもと、中核である人材サービス事業だけでなく、CRO事業、研究開発・製造事業及び教育事業へと事業領域を展開しております。

今般、自己株式の処分及び株式売出しを実施いたします目的は、財務基盤の強化、当社普通株式の分布状況の改善及び流動性の向上を図るものであります。

記

1. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- | | |
|-------------------------|---|
| (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 | 当社普通株式 191,000 株 |
| (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 25 年 12 月 2 日(月)から平成 25 年 12 月 5 日(木)までの間のいずれかの日（以下「処分価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 募 集 方 法 | 一般募集とし、みずほ証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に |

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で、処分価格等決定日に決定する。

- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (6) 払込期日 平成25年12月12日(木)
- (7) 受渡期日 平成25年12月13日(金)
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 中野 敏光に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 当社株式の売出し(引受人の買取引受による売出し)

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 483,000株
- (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 中野 敏光 443,000株
谷岡 たまゑ 40,000株
- (3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値の無い場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。なお、売出価格は一般募集における処分価格(募集価格)と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団(以下「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせた上で売出す。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (5) 申 込 期 間 処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の2営業日後の日まで。なお、一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成25年12月13日(金)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 中野 敏光に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、引受人の買取引受による売出しも中止する。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. をご参照）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 100,000 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。一般募集の需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、処分価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 みずほ証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（処分価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から 100,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成 25 年 12 月 13 日(金)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 中野 敏光に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から100,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、100,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、みずほ証券株式会社は、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、平成25年12月20日（金）を行使期限として、上記株主から付与されます。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成25年12月20日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、グリーンシューオプションを行使する予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、処分価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主からのグリーンシューオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

2. 今回の自己株式の処分による自己株式の推移

(1) 現在の自己株式数	192,000株	（平成25年11月22日現在）
(2) 一般募集による処分株式数	191,000株	
(3) 一般募集後の自己株式数	1,000株	

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目録見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集による手取概算額 203,150,000 円については、全額を借入金の返済に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を借入金の返済に充当することにより、当社グループ財務基盤の強化に資するものと考えており、本件が業績に与える影響は軽微であると考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への長期的利益還元を経営の重要な課題の一つと位置付けており、安定配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記(1)利益配分に関する基本方針に基づき、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な考え方としております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後も予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にサービスのクオリティを高めるため、システム開発や人材採用あるいは社員教育といった社内体制の充実などに有効投資してまいりたいと考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期
1 株当たり連結当期純利益	12,981.90 円	92.57 円	129.79 円
1 株当たり年間配当金 (内 1 株当たり中間配当金)	2,200 円 (700 円)	3,800 円 (1,000 円)	3,000 円 (1,000 円)
実績連結配当性向	16.9%	20.5%	11.6%
自己資本連結当期純利益率	19.2%	22.8%	25.8%
連結純資産配当率	3.2%	4.7%	3.0%

(注) 1. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本(期首と期末の平均)で除した数値です。

2. 平成 24 年 3 月期 1 株当たり年間配当金 3,800 円(1 株当たり中間配当金 1,000 円)には、記念配当 1,000 円を含んでおります。

3. 平成 25 年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき 200 株の株式分割を行っておりますが、1 株当たり連結当期純利益は、平成 24 年 3 月期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して算定しております。

4. 実績連結配当性向は、1 株当たり年間配当金を、当該株式分割を考慮せずに算定した 1 株当たり連結当期純利益で除した数値です。

5. 連結純資産配当率は、1 株当たり年間配当金を、当該株式分割を考慮せずに算定した 1 株当たり連結純資産額(期首と期末の平均)で除した数値です。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出自論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始 値	44,150 円	70,000 円	97,000 円 1,370 円	1,285 円
高 値	101,500 円	110,100 円	320,000 円 1,399 円	2,400 円
安 値	44,150 円	61,900 円	90,700 円 1,236 円	1,073 円
終 値	69,800 円	97,800 円	282,000 円 1,331 円	1,260 円
株価収益率	5.38 倍	5.28 倍	10.26 倍	

(注) 1. 平成25年3月期の株価の 印は、平成25年4月1日付株式分割(1株を200株に分割)による権利落後の株価であります。

2. 平成26年3月期の株価については、平成25年11月21日(木)現在で表示しております。

3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益金額で除した数値であります。

過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である中野敏光及び谷岡たまゑ並びに当社株主である株式会社中野商店は、みずほ証券株式会社に対し、処分価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。